

# 千葉県子ども・若者基本条例ってなんだろう？



## 1 条例をつくる理由

千葉県では、子どもや若い人たちが、自分らしく成長し、幸せな生活を送ることができるように、「千葉県子ども・若者基本条例」（以下「条例」といいます。）というきまりをつくることにしました。

このきまりは、子どもや若い人をただ守るためのものではありません。みなさんの意見を聴いて、千葉県をもっとよいまちにするための方法についても書かれています。



みんなにとって大切な権利はなにか？

## 2 子どもの権利

「権利」とは、他の人に迷惑をかけない範囲で、自分で考えたことを自由にできたり、してもらえたりすることです。子どもにも、大人と同じように権利があります。条例では、子どもにとってとくに大切な5つの権利を書いています。

5つの権利	説明
1 安心して生きる権利	ぼうりよくをふるわれたり、さべつされたりすることなく、せいかつできること
2 自分らしく育つ権利	おもっていることをつたえたり、やりたいことができたり、やすんだりできること
3 自分を守るための権利	いやなことをいやといたり、たすけをもとめることができたりすること
4 自分で決める権利	じぶんのことについて、アドバイスをもらいながら、じぶんできめられること
5 社会に参加する権利	じぶんのまわりのことや、まちのことをよくするために、ていあんができること

### 3 子どもを守るためのしくみ(救済委員)

条例には、子どもがふだんの生活の中で、つらいことや苦しいことがあった時に、相談にのって、解決をしてくれる「救済委員」のことが書かれています。

救済委員は、子どもの気持ちによりそって、行動します。

### 4 子どもや若い人が参加するまちづくり

条例には、子どもや若い人が千葉市のまちづくりに参加するためのしくみが、書かれています。子どもや若い人も大人といっしょに、まちづくりに参加することができます。

条例のことで意見を言いたい方は・・・

「千葉市子ども・若者基本条例」は、子どもや若者のための条例です。

条例への意見は、お名前、住所を書いて、千葉市子ども企画課または区役所総務課に持参するか、メール、FAX、お手紙で送ってください。

(メール) [kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp) (FAX) 043-245-5547

(お手紙) 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市子ども企画課

【くわしく知りたい方は下記ホームページを見てください。】

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kodomokihonjy>

[ourei\\_shoka.html](#)



わたしもいけんを  
いおうかな…?



